

一般地域の景観形成基準に対する措置状況説明書（工作物の建設等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 配置	
	山の山頂、稜線、斜面などへの設置を避ける。 記載欄
(2) 規模	
	周囲の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。 記載欄
(3) 色彩・形態・意匠	
	色彩は、別表２に定める色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。（ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。） 記載欄
	周囲の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--